

## 座間市施設内広告設置取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、座間市広告掲載要綱（平成29年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、施設内部の壁面等への広告の設置（以下「広告設置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 市役所、出張所その他の市が所有する施設をいう。
- (2) 壁面等 壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段その他施設内部の構造物の表面をいう。
- (3) 許可 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- (4) 広告取扱事業者 市長から広告設置の決定を受けた広告主、広告代理業を営む者、広告看板等の製作者及びこれらに類する者をいう。
- (5) 広告物 施設の壁面等に広告を掲出する物をいう。
- (6) 広告物の内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン及び色使いをいう。

### (広告物の範囲)

第3条 施設の壁面等に設置する広告物（以下「広告物」という。）に掲載できる広告の範囲は、要綱第4条の基準による。

### (設置場所等)

第4条 広告設置の場所及び位置並びに広告物の形状、仕様、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、市長が別に定めるものとする。

### (期間)

第5条 広告設置の期間は、1年を単位とし、最長3年間とする。

### (設置)

第6条 広告物は、広告取扱事業者が自己の責任及び負担で広告物を調達し、又は製作し、指定箇所に適切かつ安全に設置するものとする。

- 2 広告物が第三者による破損、盗難等にあった場合は、広告取扱事業者の負担において修復等しなければならない。

### (募集)

第7条 広告取扱事業者の募集は、市長がその募集期間及び対象施設、場所、位置、設置期間、設置条件等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(決定)

第8条 市長は、要綱第9条の規定に基づき、広告取扱事業者を決定する。なお、所管課で作成する募集要項において必要な事項を定めることができる。

(許可)

第9条 広告取扱事業者は、座間市市有財産規則（昭和60年座間市規則第47号）第22条に規定する申請手続等により施設の使用許可を受けなければならない。

(広告料等)

第10条 広告取扱事業者が広告設置に伴い市に納入する広告料等は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 広告物の設置に係る広告料
- (2) 座間市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和47年座間市条例第10号）第2条に規定する使用料

(広告料等の納入)

第11条 広告取扱事業者は、決定した広告料等を指定した期日に市長が送付する納入通知書により納入するものとする。

(広告物の内容の協議等)

第12条 広告取扱事業者は、広告主及び広告物の内容について、市の信用性及び信頼性を損なうことのないよう、あらかじめ市と協議するものとする。この場合において、広告取扱事業者が、広告主及び広告物の内容を変更する場合も同様とする。

2 市長は、広告物の内容が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告取扱事業者に対して広告物の内容の変更を求めることができる。

(広告設置の停止又は取消し)

第13条 市長は、要綱第12条に加え、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱事業者への催告その他の手続を要することなく広告設置を取り消し、又は当該各号に掲げる事由が解消されるまでの期間は、広告設置を停止すること（不可視の状態にすることを含む。）ができる。

- (1) 前条第2項の広告物の内容の変更を広告取扱事業者が行わないとき。
- (2) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) その他市長が広告設置に特に支障があると認めたとき。

(広告設置の取下げ)

第14条 広告取扱事業者は、自己の都合により広告設置を取り下げることができる。

2 広告取扱事業者は、前項の規定により広告設置を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告物の撤去等)

第15条 広告取扱事業者は、広告設置の期間が満了したとき又は前条の規定により広告設置を取り下げたときは、広告取扱事業者の責任において、原状に復するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

2 撤去作業等により施設を汚損し、又はき損するなどの損害を与えた場合は、広告取扱事業者の責任において原状に復するものとする。

3 市長は、広告取扱事業者が前2項の義務を履行しないときは、広告物を撤去するとともに、原状に復し、広告取扱事業者からその費用を徴収するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 広告取扱事業者は、広告設置の期間が満了したとき、又は第14条の規定により広告設置を取り下げたときにおいて、当該広告設置に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、市長に対して補償を請求することができない。

(損害賠償責任等)

第17条 広告取扱事業者は、広告設置の方法のかし等、自己の責めに帰すべき事由により、施設を破損し又は第三者に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等に当たる責務を有する。

2 設置期間中に市の責めに帰すべき事由により、広告物に破損等が生じた場合は、市の責任において原状に復するものとする。

(広告料等の返還)

第18条 第13条の規定により広告設置を取り消したとき若しくは停止したとき又は第14条の規定により広告設置を取下げたときは、納付済の広告料等を返還しない。ただし、その事由が広告取扱事業者の責めに帰さないものであるときは、納付済の広告料等のうち取消日又は停止日の翌日以降設置されなかった日数に対応する金額を当該広告取扱事業者に返還するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第19条 広告取扱事業者は、あらかじめ市長の承認を得ないで、この広告設置に関する権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(裁判管轄)

第20条 この要領に定める広告に関する訴訟の提起等は、座間市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上、定めるものとする。

この要領は、令和元年9月20日から施行する。